

宇宙航空研究開発機構設備等供用契約書

【 利用者名 】(以下「利用者」という。)と、宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)とは、次の条項により設備等供用契約を締結する。

(総則)

第1条 利用者は、本契約及び別途機構の求めに応じ機構に提出する計画等に従って設備等の利用を行う。

(供用対象設備等)

第2条 供用設備等の名称、供用目的、供用期間及び供用実施場所等は別表のとおりとする。

(設備等の利用)

第3条 利用者は、設備等の利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって利用し、機構が定める規程等その他機構の指示に従わなければならない。

2 利用者は、設備等を本契約に定める供用目的以外の目的に利用し、又は供用実施場所以外の場所で利用してはならない。

(転貸等の禁止)

第4条 利用者は、設備等を担保に供し、又は機構の承認を得ないで第三者に転貸してはならない。

(利用の中止等)

第5条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、利用者の設備等の利用を中止又はその内容を変更(以下「中止等」という。)することができる。

(1) 天災事変その他不可抗力により、設備等の運用が困難になった場合

(2) 設備等の安全上の事由により、供用の実施が困難になった場合

(3) 国が定める計画の実現に著しい支障を及ぼす場合

2 機構は、前項により機構が利用者の設備等の利用の中止等を行った場合には、その後の対策について利用者と協議する。

3 機構は、本条第1項第1号又は第2号により利用者に生じた損害(事前準備にかかった費用を含む。)についてその責を負わない。

(利用中止等時の使用料の取扱い)

第6条 前条第1項第1号又は第2号により機構が設備等の利用の中止等を行った場合若しくは利用者の事由により設備等の利用を中止した場合には、利用者は、中止等を行った時点までに利用者が設備等を利用した実績に基づき使用料を支払う。

2 利用者は、契約締結後に利用者の事由により供用期間前に利用を中止した時点において、機構が事前準備を行っている場合には、契約締結日以降の事前準備にかかった費用を機構に支払う。

(供用期間の変更)

第7条 利用者及び機構は、相手方の事前の承認を得て、供用期間を延長し、又は短縮することができる。

(使用料の支払い)

第8条 利用者は、供用期間終了後機構の請求書発行の日の翌日から起算して30日以内（以下「支払約定期間」という。）に使用料を支払う。

- 2 前項の規定は、第6条、第10条、第12条、第13条、第14条及び第15条に基づく当事者の一方から相手方への支払についても準用する。
- 3 単価契約による場合において利用者は、供用期間終了後、速やかに機構に対し使用実績を報告する。
- 4 機構は、前項において利用者から使用実績の報告を受けた場合は、遅滞なく当該使用実績が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合には、設備等の使用料の単価に実績期間又は回数に乗じて得られる額を精算する。

(毀損等の報告)

第9条 利用者は、設備等を滅失又は毀損（以下「毀損等」という。）したときは、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。

(原状回復)

- 第10条 利用者は、設備等の利用を終了したとき及び契約を解除されたときは機構が指定する期日までに、自己の負担において設備等を原状に回復し、明け渡さなければならない。ただし、機構の承認を得て金銭をもって原状回復に代えることができる。
- 2 機構は、利用者が前項に規定する原状回復の義務を履行しない場合、自らこれを行うことができる。この場合において、当該回復に要した費用は利用者の負担とする。

(免責)

- 第11条 利用者は、設備等を毀損等した場合には、当該毀損等が天災事変その他の不可抗力による場合及び機構の責に帰すべき事由による場合において、その責を負わない。
- 2 機構は、設備等の利用にあたり利用者が所有する供試体その他の物品を毀損等した場合は、機構又は設備等の運転等に従事する機構の契約者の故意による場合を除き、その責を負わない。

(契約の解除等)

- 第12条 次の各号の一に該当する場合には、機構は契約を解除し、又は変更することができる。
- (1) 利用者が、本契約に定める内容に違反したとき
 - (2) 利用者が、設備等を毀損等したとき
- 2 次の号に該当する場合には、利用者は契約を解除し、又は変更することができる。
 - (1) 機構が、本契約に定める内容に違反したとき
 - 3 本条第1項により契約が解除された場合には、利用者は、解除された時点までに利用者が設備等を利用した実績に基づき使用料を支払う。

(違約金)

- 第13条 機構は、第5条第1項第3号により設備等の利用を中止したときは、中止を行った時点から予定していた供用期間の終了までの使用料の100分の10に相当する額を、違約金として利用者に支払う。
- 2 当事者の一方が前条第1項又は第2項により契約の全部又は一部を解除されたときは、解除部分に対する使用料の100分の10に相当する額を、違約金として相手

方に支払う。

(遅滞金)

第14条 利用者は、利用者がその責に帰すべき事由により、供用期間の終了又は機構が指定する期日までに設備等を明け渡さなかった場合には、当該期日の翌日から明け渡しのあった日までの使用料相当額（以下「追加徴収額」という。）のほか、確定後の契約額に追加徴収額を加算して得られる額の1000分の1に相当する額を、遅滞金として機構に支払う。

(遅延利息)

第15条 当事者の一方が、金銭債務を支払約定期間までに納付しないときは、当該債務額に、支払予定期間満了の日の翌日から納付がなされた日までの日数に応じ、年利6%を乗じて得られる額を、遅延利息として相手方に支払う。

(端数整理)

第16条 利用者は、違約金、遅滞金又は遅延利息の総額が10,000円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

2 機構は、違約金又は遅延利息の総額が10,000円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

(知的財産権の帰属)

第17条 設備等の利用により得られた知的財産権については、利用者に帰属するものとする。ただし、機構の貢献の度合いその他の事由により、これを機構と共有することが適当と認められる場合は、両者協議のうえ持分等を決定する。

(国際約束等)

第18条 利用者は、設備等が国際約束等の適用を受ける場合には、これを国際約束等の内容に反しないよう利用し、かつそのために必要な措置を講じる。

2 機構は、前項に定める利用者の義務の履行を確認するため、必要な措置を講ずることができる。

(秘密の保持)

第19条 利用者及び機構は、本契約の実施により得られた相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報でかかる事実が立証できるもの。
- (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの
- (7) 裁判所命令もしくは法律によって開示を要求されたもの。なお、この場合、相手方に直ちに要求があったことを通知するものとする。

2 利用者及び機構は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保全に関する特約を付すこ

とができる。秘密保全に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところに従い、秘密の保全を行うものとする。

(セキュリティ)

第20条 利用者は、セキュリティに関する機構の規定及び指示に従わなければならない。

2 利用者が前項による義務に違反したことにより機構に損害が発生した場合は、利用者に損害の賠償を請求することができる。

(協議)

第21条 本契約に定めのない事項及びこの契約の定める事項について生じた疑義については、両者協議のうえ解決する。

(契約の期間)

第22条 本契約は第8条に基づく支払いが完了したときをもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、第17条及び第19条の規定は本契約の終了後についても有効とする。

上記の契約の証として契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

【契約締結権限者住所】
宇宙航空研究開発機構
【契約締結権限者名】

【利用者住所】
【利用者機関名】
【利用者契約締結権限者名】

別表

供用設備等名称	
供用実施場所	
供用目的	
供用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用料	¥— (うち消費税¥—)
契約番号	